

公表第6号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長、久留米市教育委員会教育長及び田主丸財産区管理者から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年3月30日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	甲斐田 義 弘
久留米市監査委員	塚 本 弘 道

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成30年度

部局名：田主丸総合支所

指摘事項等			措置状況等
指摘事項	財務監査	郵便切手委等管理事務 切手について、現物と切手受払簿に記載された枚数が一致していない。また、切手受払簿に記載のない切手が保管されている。	直ちに切手受払簿の誤入力を訂正しました。また、切手受払簿に記載のない切手についても直ちに適正に処理しました。現在、払出しの都度、保管している切手の残数と切手受払簿の残数の確認を確実にを行い、適切な事務処理に努めています。
指摘事項	財務監査	補助金等交付事務 補助金交付の決定において、専決権者である副市長の決裁が未了となっているものがある。	指摘後、速やかに専決権者である副市長から決裁を受けました。決裁文書の決裁にあたっては、課内で決裁区分の確認を徹底するとともに、適正な事務処理に努めています。また、地域振興課に送達する際には、産業振興課の担当者が決裁区分等の内容を直接説明するなど再発防止に努めています。